

式典の 挙行



全国戦没者追悼式

毎年8月15日に、先の大戦による戦没者を追悼するため、日本武道館において天皇皇后両陛下御臨席の下に挙行しています。



千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

毎年5月下旬に、遺骨収集などにより持ち帰られた戦没者の御遺骨のうち御家族に引き渡すことのできない御遺骨と墓苑に納められている御遺骨に対して拝礼を行うため、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において皇族御臨席のもとに挙行しています。



遺骨収集



手作業で御遺骨を探す（沿海地方）



1.5mの深さまで掘り下げ御遺骨を探す（モンゴル）



森林の中に抑留者の埋葬地がある（ザバイカル地方）



森の中で掘削を行う（クラスノヤルスク地方）



土を篩にかけ、小さな骨片も探し出す（ザバイカル地方）



発見した御遺骨を丁寧に収容する（イルクーツク州）

遺骨収集



手作業で御遺骨を探す（ハバロフスク地方）



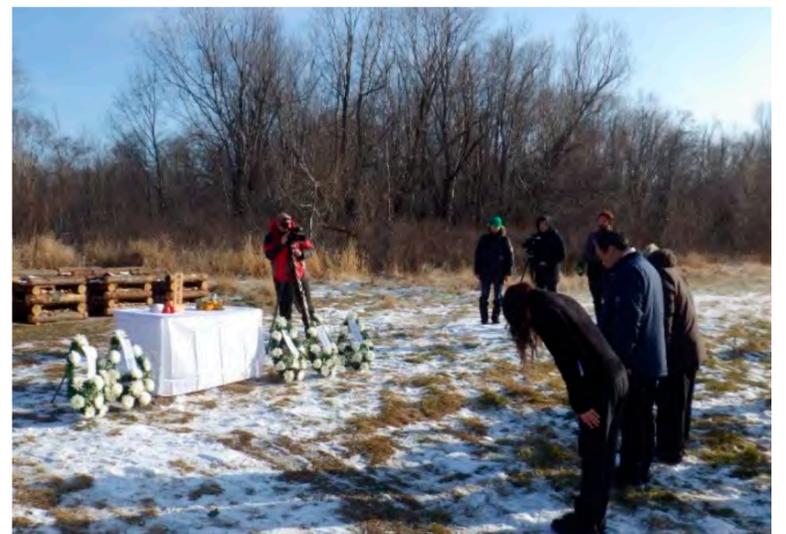
深く埋められた埋葬地の遺骨収容は、御遺骨を傷つけないよう十分注意しながら重機で掘削し、その後は手掘りで丁寧に掘り進める（ザバイカル地方）



埋葬地調査及び試掘結果に基づき御遺骨を探す（ブリヤート共和国）



雪の中、作業へ向かう（ハバロフスク地方）



現地追悼式の様子（樺太）

遺骨収集



遺骨収容の現場まで山道を進む（東部ニューギニア）



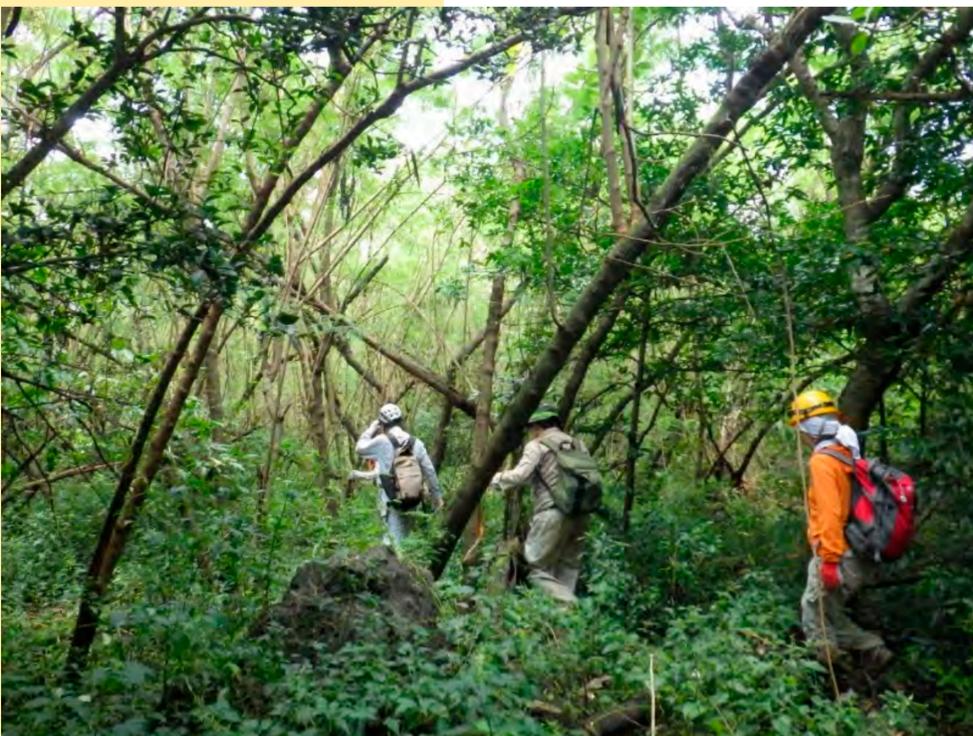
海岸沿いの砂浜で御遺骨を探す（ミクロネシア連邦）



重機で地面を掘り下げ御遺骨を探す（インド）



ヘリコプターでの移動（東部ニューギニア）



ジャングルの中で御遺骨を探す（マリアナ諸島）

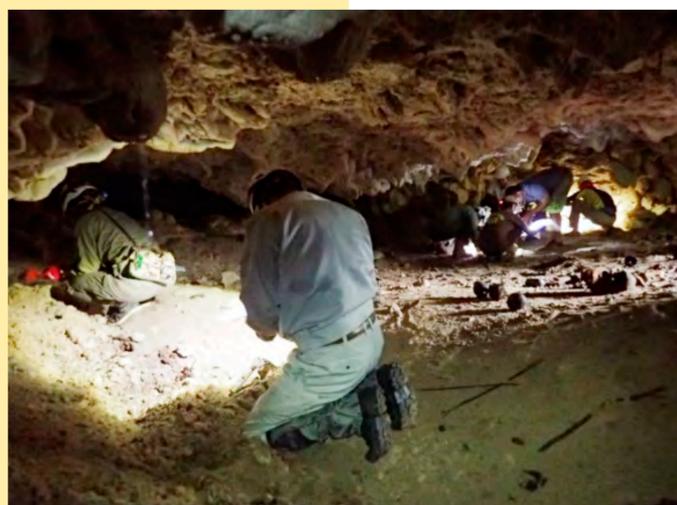


海中にて沈む船内の御遺骨を探すダイバー（トラック諸島）

遺骨収集



遺骨収容の現場まで岩場の道を進む（マリアナ諸島）



天井の低い洞窟の中で御遺骨を収容する（パラオ諸島）



深い穴の中で御遺骨を探す（マーシャル諸島）



日本人の御遺骨である蓋然性を確認するために慎重に御遺骨の形質鑑定を行う（フィリピン）



遺骨収集団から厚生労働省職員へ御遺骨を引き渡す（千鳥ヶ淵戦没者墓苑）

硫黄島



発見した塚の調査を行う



土砂の山を手作業で崩し、御遺骨を収容する



遺骨収容現場



地下塚内部での作業
熱気を地表に逃がすためのパイプを通して
(熱気を逃がさないと高温で作業が出来ない)



遺骨収容現場

沖繩 と 喜志鹿崎沖



ダイバーによる潜水調査（鹿児島県喜志鹿崎沖）



船上からの調査（鹿児島県喜志鹿崎沖）



遺骨収容現場（沖縄県糸満市）



自衛隊による不発弾処理（沖縄県糸満市）



沖縄戦没者墓苑（沖縄県糸満市）

慰霊巡拝



合同追悼式（硫黄島）



合同追悼式（フィリピン）



洋上慰霊（トラック諸島）



現地慰霊（北ボルネオ）



現地慰霊（イルクーツク州）

慰 建 靈 立 碑



硫黄島戦没者の碑
(東京都小笠原村)
昭和 46 年 3 月建立



ボルネオ戦没者の碑
(マレーシア ラブアン市)
昭和 57 年 9 月建立



日本人死亡者慰霊碑
(モンゴル国 ウランバートル市)
平成 13 年 10 月建立



比島戦没者の碑
(フィリピン共和国 ラグナ州カリラヤ)
昭和 48 年 3 月建立



北太平洋戦没者の碑
(アメリカ合衆国 アラスカ州 アッツ島)
昭和 62 年 7 月建立

慰 建 靈 立 碑



樺太・千島戦没者慰霊碑
(ロシア連邦 サハリン州)
平成8年11月建立



ビルマ平和記念碑
(ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市)
昭和56年3月建立
(平成10年3月移転)



中部太平洋戦没者の碑
(北マリアナ諸島 サイパン島)
昭和49年3月建立



南太平洋戦没者の碑
(パプアニューギニア独立国 東ニューブリテン州 ラバウル市)
昭和55年9月建立

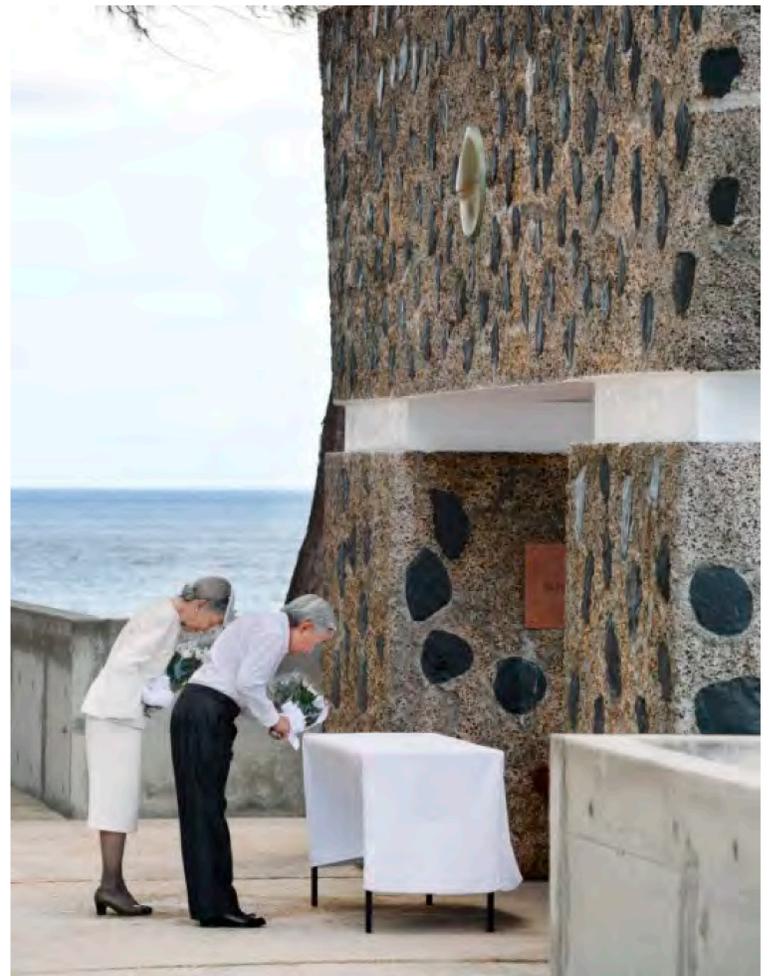


旧ソ連抑留死亡者の小規模慰霊碑
(カザフスタン共和国)
令和5年3月建立

上皇上皇后 両陛下の 慰霊 ご訪問 ご質問



平成17年6月28日
戦後60年の節目の年に、中部太平洋戦没者の碑（北マリアナ諸島サイパン島）をご訪問され、ご供花・ご拝礼される上皇上皇后両陛下



平成27年4月9日
戦後70年の節目の年に、西太平洋戦没者の碑（パラオ共和国ペリリュー島）をご訪問され、ご供花・ご拝礼される上皇上皇后両陛下



平成28年1月29日
比島戦没者の碑（フィリピン共和国）をご訪問され、ご供花・ご拝礼される上皇上皇后両陛下

戦没者の
ご遺族の皆さまへ

戦没者遺骨を ご遺族のもとへ！

厚生労働省は先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定してご遺族のもとへお返しするため、DNA鑑定を実施しています。

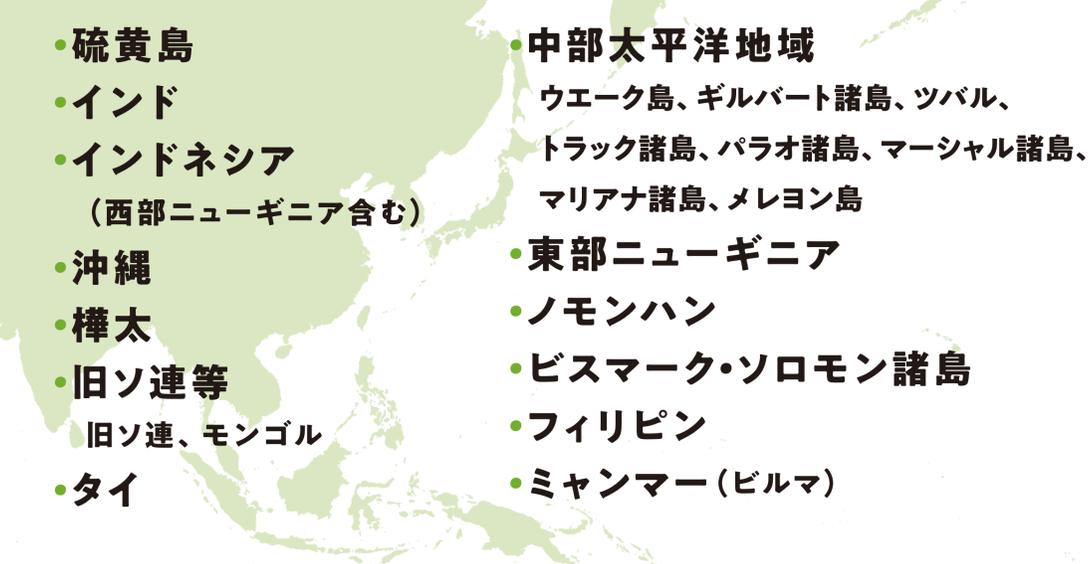
戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体（DNA鑑定に使用する部位）を保管している地域

（50音順）

※令和4年3月末時点の状況。
他の地域もご遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

- 
- 硫黄島
 - インド
 - インドネシア
（西部ニューギニア含む）
 - 沖縄
 - 樺太
 - 旧ソ連等
旧ソ連、モンゴル
 - タイ
 - 中部太平洋地域
ウエーク島、ギルバート諸島、ツバル、
トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、
マリアナ諸島、メロン島
 - 東部ニューギニア
 - ノモンハン
 - ビスマーク・ソロモン諸島
 - フィリピン
 - ミャンマー（ビルマ）

DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先

03-3595-2219

受付時間（平日のみ）
9:30～18:00

詳細はホームページを
ご確認ください



……………申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。……………

戦没者遺骨DNA鑑定

検索